

第4章 地域福祉施策の展開

第4章 地域福祉施策の展開

基本目標1 周囲の変化に“気づく”きっかけと仕組みづくり

施策1-1 住民同士の関わりや顔の見える関係づくり



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 本市では総人口は緩やかに減少している一方、65歳以上の高齢者が増加しており、特に一人暮らしの高齢者世帯の増加が顕著で、地域社会の高齢化と孤立リスクが高まっています。また、コロナ禍を経て、地域活動や人々の交流が制限され、地域における「つながり」の希薄化が課題となっています。
- アンケート調査では、隣近所の人との付き合いについて「顔を合わせれば挨拶をする」(54.5%)が最も多く、「仲が良く、お互いの家を行き来する」(3.7%)は少数にとどまっています。このことから、日常的な関わりは一定程度みられるものの、人と人とのつながりは浅く、希薄な状況にあることがわかります。
- 日ごろから地域での顔の見える関係づくりは、社会的孤立を防ぎ、防災や防犯といった、いざというときのための取組にもつながることから、引き続きあいさつや声かけ等を通じて、地域での助け合いや住民同士の関わり、交流機会を増やしていく必要があります。
- 本人が抱える課題や問題を早期に発見するため、地域全体での見守り意識の醸成と、関係機関によるネットワーク強化が継続して求められています。



施策の方向性

実施方針

- 日常的なあいさつや声かけを通じて、住民同士の「顔の見える関係」を築く機会を増やします。
- 住民同士のつながりを強化し、地域全体で支援が必要な方の見守りを行い、孤独・孤立や虐待等を防止するため、課題を早期発見・早期対応できる体制づくりを目指します。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 日常的なあいさつや声かけを行うことで、身近な地域で「顔の見える関係」づくりに努め、地域での見守り活動につなげましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 支援が必要な人の変化など、気になることがあれば声をかけましょう。
- 地域の集いの場に積極的に参加し、交流の機会を増やしましょう。

市の取組・支援（公助）

1-1-1：顔の見える関係づくりの推進

（各課）

- こどもから大人まで、家庭内や隣近所等の身近なところからあいさつや声かけを行い、身近な地域で「顔の見える関係」づくりを継続します。

1-1-2：日常的な見守りの仕組みづくり

（各課）

- 住民が気軽に交流できるサロン等の場を活用し、日常的に顔を合わせる機会を増やすことで、住民同士が変化に気づきやすい環境をつくります。
- サロン等の地域活動について広報等を通じ広く住民に周知・啓発を行います。

1-1-3：地域見守りネットワーク等の推進

（社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター・学校教育課・生涯学習課）

- 地域や協力事業者等、ネットワークに関わる多様な主体が定期的に情報交換等を行い、支援の必要な住民等の情報共有に努め、地域での見守り・発見・相談・支援のネットワークのさらなる強化に努めます。
- 認知症高齢者等見守りネットワーク事業等のデジタルの活用、地域住民による登下校のこどもの見守りや居場所づくり等、多様な方法で支援が必要な方の見守りを継続します。

1-1-4：こどもや子育て家庭への見守り

（社会福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター・学校教育課・生涯学習課）

- 家庭や地域でこどもを見守り、健やかに育つ地域づくりに努めます。地域ぐるみでこども達の学習や体験をサポートし、学校等と連携しながら、放課後の学習支援や居場所づくり（放課後子ども教室等）を継続して実施します。
- 支援の必要な児童について、「いわぬまきち」へつなぎ、こども家庭センターを中心に、児童の見守りを継続します。

施策1-2 困りごと等に気づける体制の充実



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- アンケート調査では、悩みやストレスを感じたときに相談できる相手が「いる」と回答した人は76.7%いる一方で、誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることに「ためらいを感じる」人は44.4%に上り、支援が必要な人の声が届きにくい状況がうかがえます。
- 複雑な要因が重なり合った課題に対し、対象者とその家族に寄り添った多面的な支援と、関係機関との緊密な連携が不可欠です。
- 支援が必要であることを伝えるためのヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークの普及啓発が継続して求められています。



施策の方向性

実施方針

- 相談にためらいを感じる方へのアプローチとして、アウトリーチなど多様な方法による支援や支援者間の情報共有ネットワークを充実させることで、困りごとに「気づける」仕組みを強化します。
- ヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークの周知・啓発を行い、利用促進を図ります。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
 - 自身や家族が抱える悩み、困りごとについて、ためらわずに周囲の人や支援機関に相談しましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 支援が必要な人に気づいた際には、声をかけ、相談窓口などにつなげましょう。
 - ヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークを持っている人が困っていたら、声をかけ、手助けを行いましょう。

市の取組・支援（公助）

1-2-1：ヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークの普及・利用促進

（社会福祉課・こども家庭センター）

- 障害者や高齢者、妊婦の方等、周囲からの援助や配慮が必要な方が、困ったときに意思を伝えられるよう、ヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークの利用促進を図ります。
- SNS や広報、公共機関へのポスター掲示などを通じ、住民に対してマークの内容を周知し、身近な助け合いを促進します。

1-2-2：高齢者・こども・障害者への虐待防止ネットワークの強化

（社会福祉課・介護福祉課・こども家庭センター）

- 要保護児童対策地域協議会や権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会などを開催し、関係機関・関係者間での課題共有と連携強化を図るとともに、住民への虐待の相談・通報先の周知を強化します。
- 虐待の防止等対応指針に基づき、虐待の予防・早期対応に努め、被虐待児・者や養育者・養護者への適切な支援を継続します。心配な状況を見つけた場合には、各関係機関で情報を共有し、専門的な助言を受けながら適切に対応するとともに、再発防止に取り組めます。

1-2-3：民生委員・児童委員の周知・啓発

（社会福祉課）

- 地域のつなぎ役である民生委員・児童委員の活動への理解と協力について情報発信を行い、地域の住民が民生委員・児童委員に相談しやすいような関係づくりを推進します。

1-2-4：包括的な支援体制の推進

（各課）

- 支援を必要としているすべての人が安心して暮らせるよう、地域の関係機関や専門職、住民が連携して支援を行う包括的な支援体制の推進に引き続き取り組んでいきます。

施策1-3 地域の声や情報が届きやすい仕組みづくり



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 複雑化・多様化する住民の困りごとに対し、一つの部署や機関で対応することが困難になっており、庁内や関係機関との連携強化が不可欠です。
- 住民が日常生活の中で何か困りごとを抱えたときに、行政や支援機関にその声が届き、必要な福祉サービス等に確実につながるための仕組みづくりが求められています。



施策の方向性

実施方針

- 住民が必要な情報や支援に容易にアクセスできるよう、各種相談窓口や各種サービスの情報発信を強化します。
- 地域包括支援センターや相談支援事業所など多様な関係機関が連携を密にし、情報共有を行います。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
 - 市や関係機関が発信する福祉サービスや相談窓口の情報に日ごろから関心を持ち、必要な情報を確認しましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 地域の活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所などが開催する情報交換会や会議へ積極的に参加し、地域の情報や課題を共有しましょう。

市の取組・支援（公助）

1-3-1：情報発信の強化

（各課）

- 広報や SNS など様々な媒体により、各種相談窓口や各種サービスの情報を積極的に発信します。

1-3-2：各種相談支援の実施

（各課）

- 健康問題・心配ごと・行政・人権・消費生活等、各種相談窓口の情報を積極的に発信し、困りごとを抱える住民に対し、必要な支援を行います。
- 分野を横断する課題についても、各窓口や関係機関との連携により、支援につながる相談体制づくりに努めます。

1-3-3：多様な主体との連携による課題把握

（社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・こども家庭センター・生涯学習課）

- 地域で活動する様々な活動団体や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの多様な主体が、情報や課題を共有し、連携・協働できる場や機会の充実を図ります。

1-3-4：妊娠・出産・子育て支援の充実

（こども家庭センター・子育て支援センター）

- 妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援を充実させ、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。

1-3-5：生活支援コーディネーターによる課題把握

（介護福祉課）

- 地域包括支援センターがその人に合った資源を選択するための支援ができるよう、生活支援コーディネーター等と連携し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、対応可能な体制の整備をします。
- 市内の多様なサービス主体（民間企業、介護サービス事業所、地域住民等）と連携し、高齢者の生活課題の解決及び支援に向けた取組を推進します。

1-3-6：障害特性に応じた情報発信・提供の推進

（社会福祉課）

- 聴覚障害や視覚障害、知的障害など、障害特性に応じた方法で、誰もが必要な情報を得られるように情報発信・提供を推進します。

基本目標2 みんなで“担う”人づくり

施策2-1 福祉意識の醸成、教育・学習機会の充実



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 福祉を「我が事」として捉え、自発的に地域活動に参加する住民を増やすためには、学校教育や生涯学習を通じて、福祉への理解や意識を醸成する機会の充実が不可欠です。
- アンケート調査による福祉全般への関心は74.9%と高い一方で、福祉との関わりについて「特に福祉との関わりはない」と回答した人は61.1%となっており、福祉に関心はあるものの、日常的な接点は少ない状況がうかがえます。
- 住みよい地域社会実現への課題では、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が上位に挙がっており、地域活動の担い手不足が深刻化しています。
- 認知症や障害など、各分野の課題に対する正しい知識を普及啓発し、引き続き住民への理解促進を行う必要があります。



施策の方向性

実施方針

- 住民一人ひとりが福祉を「我が事」として捉え、地域を「みんなで担う」意識を醸成するため、福祉教育や啓発活動を推進します。
- こどもの発達段階に応じた福祉意識の醸成や、高齢者、障害者、子育て家庭など、多様な分野の課題に対する正しい知識の普及啓発を促進し、地域全体で支え合う文化を育みます。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
 - 福祉の課題を他人事ではなく「我が事」として捉え、福祉に関する広報や情報に目を向けましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 健康づくりや介護予防、認知症や障害等に対する正しい知識を学び、地域での活動に役立てましょう。

市の取組・支援（公助）

2-1-1：福祉教育の推進

（社会福祉課・学校教育課・生涯学習課）

- 地域での支え合い、助け合いの意識を育み、地域福祉の担い手の裾野を広げるため、体験学習等を通じて、児童生徒の福祉意識の醸成を図ります。社会福祉協議会と連携した出前講座メニューの周知と実施を継続します。

2-1-2：地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

（まちづくり政策課・学校教育課・生涯学習課）

- 地域の多様な人材を生かし、地域の特色を生かした学校づくりを通じて、地域との関わりを広げます。
- こども達の学びを支える地域人材の活動をより多くの方に知ってもらえるよう、コーディネートの取組を広げ、地域と学校が共に成長できる環境を整えます。

2-1-3：こどもと親のための講座・イベントの実施

（子ども福祉課・子育て支援センター・生涯学習課）

- 保育所等のノウハウや専門家の知見を生かした子育て講座を実施し、子育てに関する知識を普及します。
- 子育て家庭相互の交流を推進し、安心して子育てに自信が持てるよう支援します。

2-1-4：福祉に関する住民意識の向上

（社会福祉課）

- 広報・啓発活動を通じて、地域福祉や地域共生社会の考え方、地域での支え合いや助け合いの大切さについて、住民の理解を深めます。

2-1-5：障害者に対する理解の促進

（社会福祉課）

- 障害者が地域で自立した生活を営むうえで生じる、社会的障壁を除去し、共生社会の実現に向け、障害特性に関する地域住民等への理解促進と心のバリアフリーの推進を図るための取組を行います。

2-1-6：認知症に対する理解

（介護福祉課）

- 認知症セミナーや出前講座、認知症サポーター養成講座などを通じて、予防や備えを含めた認知症に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- チームオレンジの仕組みを活用し、住民が自然に支え合える、認知症の方にやさしい地域づくりを推進します。
- 認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方である新しい認知症観に基づいた取組を進めていきます。

施策2-2 担い手の育成・継続支援



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 地域福祉を推進する担い手の育成と活動参加促進が求められている中で、活動のきっかけとして、住民活動の講座や情報発信を継続して実施していますが、「仕事が忙しい」、「行事や活動に関する情報がない」など、参加への一歩を踏み出せない住民もみられます。
- 地域活動の担い手の高齢化が進んでおり、特に活動への参加が少ない若い世代を対象とした取組が十分に実施されていない状況もみられるため、活動の継続を支援するための仕組みづくりが課題となっています。
- 民生委員・児童委員の活動支援については、周知や研修が行われていますが、社会福祉協議会の地域福祉推進員との連携が求められています。
- 専門職の人材育成については、継続的な研修や情報交換が実施されており、相談支援体制の充実に努めています。



施策の方向性

実施方針

- 地域での支え合い、助け合う力を高めるため、地域福祉を推進する担い手の確保・育成に努めるとともに、ボランティアや地域福祉の担い手が「できるときに」「できる範囲で」活動できる環境を整え、活動の継続を支援します。
- 主体的に活動する住民等を増やししながら、地域の課題解決に取り組むことのできる人材の育成に努めます。
- 民生委員・児童委員や健康づくりボランティアなど、地域活動の中核となる活動団体の人材育成と支援を強化します。人材育成と支援については、社会福祉協議会と連携して行います。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
 - ボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 地域のごみ拾いなど、身近なボランティア活動を行いましょう。

市の取組・支援（公助）

2-2-1：住民の地域活動への参加促進

（社会福祉課・まちづくり政策課）

- 多くの住民が役割を持ち、支え合いながら、地域活動に参加する地域づくりを進めます。特に地域活動への参加が少ない、若い世代や仕事から離れる前の50代から、地域活動を気軽に体験できる場づくりを進めます。
- 住民活動に興味を持てるよう、初めての方を対象とした講座等の開催や情報紙の発行を継続します。

2-2-2：ボランティア育成支援

（社会福祉課・まちづくり政策課）

- 地域コミュニティを支えるボランティア活動を効果的に支援し、民間主導による地域福祉を推進します。
- 社会福祉協議会を中心に、ボランティアの人材の発掘や育成、呼びかけを行います。

2-2-3：民生委員・児童委員の活動支援

（社会福祉課）

- 地域の身近な相談相手であり、見守り役である民生委員・児童委員を適正に配置し、地域福祉推進員との連携を促進するなどの活動支援を通じて、地域福祉の推進を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、民生委員児童委員協議会の活動を支援します。

2-2-4：地域活動を担う人材の育成

（社会福祉課・介護福祉課・健康増進課・子ども福祉課・生涯学習課）

- 健康づくりボランティア（健康づくりサポーター・食生活改善推進員）や、子育て応援者、認知症サポーター等、地域活動を担う人材育成のための研修や活動の継続に向けた支援を行います。
- 認知症当事者や家族の生活支援ニーズと認知症サポーターを中心とする支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジいわぬまの活動を推進するとともに、各チームオレンジのチーム員を育成・支援します。

2-2-5：専門職の人材育成

（社会福祉課・介護福祉課・健康増進課・子ども福祉課・こども家庭センター）

- 専門職に対してスキルアップのための研修会、事例検討会、情報交換などを実施し、市内における相談支援体制の充実に向けて取り組みます。また、各種研修を定期的実施し、人材育成を継続して行います。
- 手話奉仕員を養成する研修を実施します。
- 専門職の実習の受け入れを行うなど、後進の育成に努めます。

施策2-3 地域活動の活性化



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 地域の課題解決には、団体間の連携・協働がこれまで以上に重要になっています。一方で、コロナ禍を含む社会状況の変化や担い手不足などにより、活動の継続や新たな団体の立ち上げが難しくなっています。そのため、継続して活動する団体の基盤強化や次世代の担い手の育成・参加を支援し、多様な団体が連携しながら活動を活性化できる仕組みづくりが求められています。
- 自治会・町内会は地域コミュニティの中核を担う重要な組織であり、見守り活動における連携は継続していますが、担い手不足など、課題も指摘されています。



施策の方向性

実施方針

- 地域コミュニティの中核である自治会・町内会や様々な住民活動団体（NPO、ボランティア団体等）の活動を側面から支援し、持続可能な地域づくりを推進します。
- 多世代が気軽に交流できる地域の居場所（サロンや子育て支援センターなど）の活動を推進します。
- 地域の様々な活動団体が、協働して取り組むことができるよう、情報提供、交流機会の確保など、団体間をつなぐ様々な支援を行い、重層的な支援体制づくりを後押しします。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
 - 地域活動の拠点（コミュニティセンターなど）を、ルールを守って利用しましょう。
 - 住民活動団体や自治会・町内会などの地域活動に参加しましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 自治会・町内会活動や、住民活動団体などの住民活動に積極的に参加しましょう。
 - 活動団体間で情報交換を行い、互いに協力しながら活動の幅を広げましょう。

市の取組・支援（公助）

2-3-1：自治会・町内会等への支援

（社会福祉課・介護福祉課・総務課・まちづくり政策課）

- 地域コミュニティの中核を担う自治会・町内会等の活動を支援し、住民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進めます。
- 市民活動サポートセンター情報紙の発行や専門相談会・講座等を継続して開催し、町内会や住民活動団体を支援します。

2-3-2：住民活動支援

（各課）

- 住民が行う社会貢献活動や地域活動を活性化させるため、活動団体の取組を支援します。

2-3-3：団体間の連携による活動の強化

（社会福祉課・まちづくり政策課）

- 地域活動の活性化を推進するため、地域の活動団体や地域資源の把握を行いながら、積極的に地域活動へ参画します。
- 福祉関係団体同士が取組や課題を共有できる情報交換会を定期的で開催し、連携を深めます。併せて、広報やSNSなどで福祉に関する情報をわかりやすく継続的に発信し、住民と関係団体の情報共有を進めます。

2-3-4：NPO法人等の活動促進

（社会福祉課・まちづくり政策課）

- 地域福祉の担い手であるNPO法人（特定非営利活動法人）等が活動しやすい環境整備に取り組み、公的な支援だけでは対応が難しい地域課題の解決に向けた活動を促進します。

2-3-5：社会福祉協議会との連携・協働

（社会福祉課）

- 地域福祉の担い手を育成し、地域で活動する団体等の連携を推進するため、社会福祉協議会の機能や役割の充実を図り、地域活動団体の活性化に取り組みます。

2-3-6：地域の憩いの場の推進

（介護福祉課・健康増進課・子ども福祉課・子育て支援センター）

- 誰もが気軽に立ち寄れる交流サロンの活動支援や、新規立ち上げの支援を行います。
- 交流サロンや運動教室等の活動団体に対しては、研修会や補助金交付による活動支援を継続し、地域の憩いの場づくりを推進します。

基本目標3 困りごとを“つなぐ”支援づくり

施策3-1 情報提供・相談支援の充実



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 住民アンケートでは、「困ったときに市内でどんな支援やサービスが受けられるか、ある程度知っている」の割合は低く、福祉サービスや相談窓口等の情報提供の強化が主要な課題とみられています。
- 各種相談支援については、分野を横断する課題についても関係機関との連携により、必要な支援につなげられていますが、制度の切れ目が支援の切れ目にならないよう、継続的に関わることが求められています。



施策の方向性

実施方針

- 住民が必要な福祉サービスや制度について、適切な相談窓口につながるよう、福祉に関する制度の情報や地域情報等をわかりやすく発信します。
- 分野を超えて対応すべき複雑な課題についても、各相談窓口において丁寧に対応し、重層的につないでいく支援を行います。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
 - 広報やホームページ等を通じて発信される福祉サービスや相談窓口の情報に関心を持ち、情報収集に努めましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 相談窓口の情報を共有し、困りごとを抱える人に寄り添い、相談窓口につなげましょう。

市の取組・支援（公助）

3-1-1：福祉に関する情報提供・周知の充実

（社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター）

- 住民が必要とする福祉サービス等に関する情報や地域の保健福祉活動について、情報を取得する媒体を住民が選択できるよう、広報や SNS などを活用して発信します。

3-1-2：相談方法の充実

（各課）

- 窓口や電話などの既存の相談方法に限らず、SNS 等を活用した相談を実施し、住民の相談しやすい環境づくりを推進します。保健福祉サービスや相談窓口の周知を行い、継続してオンラインやショートメッセージ等を活用した相談を実施します。

3-1-3：こども・若者への相談支援の強化

（社会福祉課・こども家庭センター・学校教育課・生涯学習課）

- 不登校やいじめの問題への対応とともに、スクールソーシャルワーカー等を配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。
- 地域社会全体で、こどもや若者を見守り支え、安全安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。
- 要保護児童対策地域協議会や不登校・ひきこもりサポートネットワーク検討会を中心に、支援者の孤立防止と情報共有に努めます。
- 子どもの心のケアハウス（あいるーむ）や学び支援教室を拠点とし、不登校児童生徒への相談や直接支援を行うことで、一人ひとりに適した社会参加を促し、保護者等への支援を行います。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、関係機関との連携により児童生徒の課題解決を支援します。

3-1-4：地域包括支援センターの機能の強化

（介護福祉課）

- 多様化、複雑化・複合化する地域課題に対応し、高齢者が地域で安心して暮らしていける地域づくりや支援体制の構築を推進していくために、地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターの機能の強化を図ります。

3-1-5：こども家庭センターの充実

(こども家庭センター)

- 妊娠出産、乳幼児期までの各時期に応じて親と子の健康づくりを進めるほか、各種母子保健事業を実施し、こどもを安心して産み育てられるための子育て支援を行います。
- 困難を抱える子育て家庭へは、必要に応じて専門の職員が寄り添いながら各家庭の状況に応じたサポートを行います。
- 児童虐待や DV などの相談窓口を設け、困難を抱える家庭が気軽に相談できる体制を整えます。

3-1-6：障害児・者相談支援体制の強化

(社会福祉課)

- 障害者の地域生活を支えるため、基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の強化を行います。
- 障害者相談支援事業所と連携し、地域課題や社会資源の発掘に努め、効果的で質の高い支援に取り組みます。

施策3-2 包括的な支援体制の充実



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 生活上の困難を抱える人の課題の複雑化・複合化に対応するため、包括的な支援体制の構築に向けて、地域住民による支え合いと公的支援が連携する取組を推進しています。
- 地域には、悩みや課題を抱えながらも制度の対象にならない、いわゆる「制度の狭間」にある相談事例が確認されており、関係機関の連携強化が重要となっていることから、「制度の狭間」にある人を見逃さない仕組みづくりが必要となっています。



施策の方向性

実施方針

- 地域全体を「丸ごと」支える包括的な支援体制の整備に向けて、制度の狭間にある人を含め、生活上の困難を抱えるすべての人に対し、切れ目のない支援を提供できる包括的な支援の仕組みづくりを目指します。
- 医療、介護、障害、人権擁護など多分野の専門機関との連携を強化し、複合的な課題に対応できる専門職員のスキルアップに取り組みます。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
 - 身近な相談窓口にご相談しましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 地域で見守りや声かけを行い、困っている人を見つけたら、相談窓口につなげましょう。

市の取組・支援（公助）

3-2-1：包括的な支援体制の整備

（各課）

- 高齢者、障害者、こども等の生活上の困難を抱える人が地域で自立した生活を送れるよう、地域や分野を超えた関係機関が連携し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の強化や情報共有体制等、円滑な運用に向けた検討を引き続き行います。

3-2-2：在宅医療・介護の連携強化

（社会福祉課・介護福祉課・健康増進課）

- 医師、看護師に加え、医療ソーシャルワーカーや社会福祉士、介護支援専門員などの多職種が連携し、医療と介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組み、住み慣れた地域で安心して生活できる体制を整備します。

3-2-3：切れ目のない支援の構築

（社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター）

- 悩みや課題を抱えながらも、制度の狭間にある人や複合的な生活課題を抱えた人を早期に発見し、関係機関と情報共有や連携を強化して必要な支援につなげます。

3-2-4：包括的な相談支援体制を支える人材の育成

（社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター）

- 複合的な課題を受け止めて適切に状況を把握し、他機関連携による支援を提供するための専門性と幅広い知識や経験を持つ人材を育成します。

3-2-5：幼稚園・保育所・小学校等との連携による課題の解決

（社会福祉課・子ども福祉課・学校教育課・生涯学習課）

- 幼稚園、保育所、小学校等との連携を深め、こどもの連続した育ちを支援します。また、市担当者や幼稚園、保育所、小学校等の組織の会議等を開催し、学校やこどもに関する様々な課題への対応の検討を行います。
- 就学前からつくる個別の教育支援計画（つながるiシート）の活用を継続し、切れ目のない支援の定着を図ります。

3-2-6：健康づくり推進協議会・食育推進調整会議による健康課題の解決

（健康増進課）

- 健康づくり推進協議会、食育推進調整会議において、市内の関係機関団体と連携し、引き続き、住民の健康課題の検討や対応について協議します。

3-2-7：人権擁護と女性・子どもへの支援

(社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課・子ども家庭センター・まちづくり政策課・市長公室)

- 人権擁護委員による相談所の開設や人権啓発活動を継続するほか、小中学生を対象に「人権教室」を開催し、人権やいじめについて考えるきっかけを作り、互いを思いやる心を育みます。また、こどもの人権110番やLINE 人権相談等、相談窓口の周知を図ります。
- 日常生活に困難を抱える女性の相談支援を行い、DV 被害者等への支援に取り組みます。
- こどもの権利が尊重され保障されるよう、こどもの権利の理解を広める取組やこどもを権利侵害から守る取組を推進するほか、引き続き児童相談所虐待対応ダイヤル等の周知の推進に努めます。

施策3-3 福祉サービスの質・量の確保



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 福祉や健康に関する住民ニーズは、一人ひとりの生活状況や健康状態により多様化しています。このため、よりきめ細やかなニーズを総合的に受け止めることができる仕組みの充実が課題となっています。
- 最適なサービスを適切に選択できるよう、サービスに関する情報提供の充実と、利用を支援する仕組みの強化が必要です。
- 相談支援体制では、窓口の数などの「量」は確保できているものの、複雑な問題に対応できる専門職の「質」の向上が求められており、専門職のスキルアップや多職種連携を強化していく必要があります。



施策の方向性

実施方針

- 本人、家族からの相談や関係者が集まる場など様々な機会を通じて、地域特性やニーズを把握します。
- 支援を必要とする人が適切なサービスを利用し、自立した生活を送ることができるよう、質の確保に努め、サービス等を利用しやすい環境を整えます。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
 - 利用したい福祉サービス等の情報を収集し、福祉サービスや制度について正しい理解を深めましょう。
 - 自身や家族を支え、自立した生活を送ることができるよう、必要な支援・サービスを活用しましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 自身の困りごとや必要なことを支援者に明確に伝えるため、福祉サービスや支援内容を把握し、地域で情報共有をしましょう。

市の取組・支援（公助）

3-3-1：各種保健福祉サービスの充実

（社会福祉課・介護福祉課・健康増進課・子ども福祉課・こども家庭センター）

- 地域特性や支援ニーズを把握し、各分野の個別計画の策定に合わせてサービスの充実に向けた見直しを行いながら、高齢者福祉、障害福祉、こども・子育て支援等、適正なサービスの確保と充実に努めます。

3-3-2：福祉サービスの質の向上

（社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課）

- サービス提供事業所への集団指導と運営指導の計画的な実施、サービス提供事業所への指導や専門職員等に対する指導・助言・監督等を継続し、サービスの質の向上を図ります。

3-3-3：福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの検討

（社会福祉課・介護福祉課・健康増進課・子ども福祉課）

- 医療機関・介護サービスマップやガイドブック等の情報提供や、各種相談支援を通じて、住民が自ら希望する福祉サービス等を適切に選択して利用できるよう努めます。

施策3-4 暮らしを支える生活支援・自立支援の推進



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 高齢化や核家族化が進む中で、住民が求めている支援は多様化しており、きめ細かいニーズの把握と生活支援の提供が必要であり、地域ごとの課題解決に向けた活動やニーズ把握が継続して行われています。
- アンケート調査では、「力仕事(家具の移動など)ができない」(13.6%)や「話し相手、遊び相手が少ない」(13.5%)が暮らしの困りごとの上位に挙げられています。
- 生活保護世帯数及び保護人員は増加傾向にあり、生活困窮者に対する相談支援や就労支援の強化が求められています。
- ひきこもり支援については、相談窓口と居場所づくりが構築され、関係機関とのネットワーク構築が進んでいます。



施策の方向性

実施方針

- 日常生活に困難を抱える人の生活支援ニーズをきめ細かく把握できるよう相談支援体制を強化し、住民相互の地域での支え合い活動などインフォーマルサービスを含めた多様な生活支援に取り組みます。
- 経済的支援だけでなく、就労支援や相談支援を強化し、複合的な課題に対応できる切れ目のない支援を推進します。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
 - 生活上の困難や経済的な困窮を抱えた際には、公的な支援のみならず、様々な社会資源や相談窓口を利用しましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 地域での生活支援ニーズ（買い物、力仕事、ごみ出しなど）に気づき、できる範囲での支え合い活動を進めましょう。
 - 日ごろから近所との付き合いや、地域の集いの場に参加しましょう。

市の取組・支援（公助）

3-4-1：生活支援サービスの実施

（社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター）

- 生活支援ニーズの把握に努め、地域での支え合い体制の構築に向けた取組（友愛訪問等の普及、インフォーマルサービスの開拓、市内企業との連携等）を推進するなど、必要な生活支援の提供に取り組みます。

3-4-2：生活困窮者や生活保護受給者の自立支援

（社会福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター）

- 関係機関との連携のもと、生活困窮者の実態把握に努め、こどもの貧困対策も視野に入れながら、個々の状況に応じた相談支援や生活支援、就労活動の支援を行います。
- 生活保護制度の適切な運用と、生活保護に至る前の自立促進支援を実施します。生活困窮者自立支援事業においては、住宅困窮に関する相談を効果的に組み込むなど、住まいの確保と生活の安定を一体的に支援します。
- ひとり親家庭の自立の促進に向けて、生活や就業等に関する相談支援を行い、経済的支援をはじめとする各種支援の取組を進めます。

3-4-3：ひきこもり支援

（社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター・学校教育課・生涯学習課）

- ひきこもり当事者の社会参加に向けた支援を推進するため、当事者やその家族を対象とした相談窓口の設置や居場所づくり等を行います。
- 不登校・ひきこもりサポートネットワーク検討会を継続し、情報交換を行うなど連携体制の強化を図ります。
- 長期にわたりひきこもりの状態にある子と高齢の親が抱える「8050問題」などについて、家庭の孤立化を防ぐための早期の相談支援や、関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。

基本目標4 いつでも“安心できる”地域づくり

施策4-1 共生の地域づくりに向けた福祉環境の整備



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- いつまでも住み慣れた地域で生活を継続できるように、住環境の整備や移動手段の確保が重要です。
- 特に移動手段の確保については、各種制度の利用促進が図られ、AI 乗合バスの新規実装などが行われておりますが、アンケート調査では、「買い物や通院などの外出が不便」が暮らしの困りごとの上位に挙げられており、特に公共交通機関の利便性向上や移動支援の強化が求められています。
- アンケート調査では、こどもの遊び場、高齢者が集う施設や広場、公共施設といった生活環境の充実に対する肯定的な評価は半数以下となっています。



施策の方向性

実施方針

- コミュニティセンター等の多世代が交流できる地域福祉拠点の運営を継続し、交流の場づくりを推進します。
- 高齢者、障害者や子どもなどの移動の困難さを解消するため、福祉サービスや公共交通機関の充実、AI 乗合バスの推進など、ソフト・ハード両面からの環境整備を進めます。
- 住環境の安定とバリアフリー化を促進し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを推進します。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
 - 公共交通機関（市民バス・AI 乗合バス等）や身近にある公共施設の情報を収集し利用しましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 地域にある公共施設を利用して、多世代と交流しましょう。

市の取組・支援（公助）

4-1-1：地域福祉拠点施設の運営

（各課）

- 誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域の拠点施設（コミュニティセンター・交流プラザ等）の運営を継続し、仲間づくりや必要な支援につなげます。

4-1-2：移動手段の確保

（社会福祉課・介護福祉課・危機管理課・生活環境課）

- 高齢者や障害者の移動手段として、福祉タクシー利用助成や外出支援サービス支給、市民バス・デマンドタクシー・AI 乗合バスの運行等、各種制度の利用促進と移動手段の充実を図ります。
- 高齢者運転免許証自主返納支援事業を継続し、運転免許の自主返納の支援や、公共交通機関の利用を促進します。

4-1-3：暮らしやすい住環境の形成

（社会福祉課・介護福祉課・都市施設課）

- 高齢者、障害者、低所得者等の居住の安定に向け、公営住宅の維持・管理や、住宅に困窮する方へ多様な支援事業と連携し入居支援を推進します。
- 高齢者や障害者が安心して住み続けられるよう、福祉用具貸与・支給や住宅改修費の支給、住宅耐震化の補助など、暮らしやすい住環境の形成に取り組みます。

施策4-2 防災・防犯対策の推進



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 大規模な自然災害のリスクが常に存在しており、自主防災組織の支援や防災訓練は行われているものの、地域における防災意識の向上や支援体制の強化は継続的な取組が必要です。
- 災害発生時における避難行動要支援者への支援体制の強化が課題となっており、福祉避難所の整備を進めていく必要があります。
- 犯罪被害を未然に防ぐための啓発活動や、認知症や障害等により判断能力が不十分な方の見守りや相談支援の充実が求められています。



施策の方向性

実施方針

- 地域が主体となった防災訓練やリーダー育成を支援し、住民の防災意識と地域防災力の向上を図ります。
- 避難行動要支援者名簿に基づき、防災・福祉部門が連携し、個別避難計画の策定や福祉避難所の整備を進め、災害時における要支援者への適切な支援体制を確立します。
- 防犯対策や消費者被害対策を推進し、住民が安全に安心して暮らせる地域環境づくりに取り組みます。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
 - 避難行動要支援者名簿の活用の必要性について理解し、災害への備え（ハザードマップの確認や、食料、水などの備蓄）をしましょう。
 - 自主防災組織や地域の防犯、交通安全活動に積極的に参加しましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 災害時には、隣近所で声をかけ合い、特に高齢者や障害者など要配慮者への安否確認や避難支援に協力しましょう。
 - 特殊詐欺や消費者被害を防ぐための情報に注意し、地域での見守りを行いましょう。

市の取組・支援（公助）

4-2-1：災害時の支援体制づくり

（危機管理課）

- 自主防災組織の支援に努め、防災訓練や防災講話等を通じて、地域における住民の防災意識と地域防災力の向上を図ります。
- 防災士や宮城県防災指導員等、地域防災のリーダーとして活動する人材を育成し、地域における災害時の支援体制の充実を図ります。

4-2-2：避難行動要支援者の避難支援体制の整備

（社会福祉課・介護福祉課・危機管理課）

- 自主防災組織や民生委員・児童委員、ケアマネジャー・相談支援専門員等の避難支援等関係者との連携を強化し、避難支援制度の普及啓発を図ります。
- 福祉避難所の協定を締結している社会福祉法人等との連携を図り、福祉避難所マニュアルの活用や災害時における受入体制の整備を進めます。

4-2-3：災害時の応急対策支援体制の整備

（総務課・危機管理課・都市施設課）

- 区長や町内会長等と災害時の連絡体制を整備し、災害発生時に素早く対応できる応急対策支援体制づくりを進めます。
- 安全・安心に利用できる住宅の確保に向けて、民間住宅の耐震化を促進するため、補助制度等の普及啓発に努めます。

4-2-4：防犯・消費者被害対策の推進

（社会福祉課・介護福祉課・産業振興課・危機管理課）

- 犯罪の被害を未然に防ぐため、警察等の関係機関と連携した啓発活動（防犯教室、防犯機能付き電話機の貸出等）を実施し、住民の防犯意識向上に努めます。
- 認知症、障害等により判断能力が不十分な方の消費者被害を防ぐため、地域包括支援センター等と連携し、相談窓口の周知や情報提供に努めるほか、警察や地域ボランティア等と連携した見守りを継続します。

4-2-5：安心・安全な地域づくりの推進

（子ども福祉課・危機管理課・学校教育課・生涯学習課）

- 自転車の安全運転や交通事故被害を防ぐため、交通安全教室の開催等、交通安全運動を推進します。
- 地域における住民等による児童生徒の登下校時の見守りパトロール等を支援するほか、警察等の専門機関との連携を強化し、安全な地域づくりを推進します。
- 関係機関と連携した防犯活動を実施するとともに、安全教育の推進、補助事業を継続していきます。

施策4-3 地域でつながり、自分らしく暮らせる仕組みの推進



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 高齢者、障害者、こどもなど、すべての住民が住み慣れた地域でいきいきと活躍できるように、社会参加の機会の充実や相互理解を深めていくことが重要です。
- 健康づくりの推進にあたっては、生活習慣病予防、フレイル予防、介護予防などを一体的に捉え、住民の主体的な取組を支援していく必要があります。



施策の方向性

実施方針

- 高齢者、障害者、こどもなど、すべての住民が生きがいを持ち、自分らしく地域社会に参加し、活躍できる機会を創出します。
- 健康づくり、介護予防、就労支援などを一体的に推進し、社会参加を促進します。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
 - 健康診査を毎年受け、自らの健康状態を確認し、疾病の予防や早期発見・早期治療に努めましょう。
 - 自身の能力や経験を生かし、地域活動へ参加し、生きがいづくりに取り組みましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 地域の方との交流の機会を増やし、活動を広げていきましょう。

市の取組・支援（公助）

4-3-1：多様な健康づくりと食育の推進

（健康増進課・介護福祉課）

- 住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、生活習慣病予防やフレイル予防、介護予防に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 健康診査の受診勧奨や食育推進を通じて、疾病の予防や早期発見・早期治療、生活習慣の改善に向けた支援を行います。

- 健康づくりボランティアと連携し、身近な地域で運動や食生活を通じた健康づくり活動を推進します。
- 各種感染症の予防対策と適切な情報発信に努めます。

4-3-2：高齢者就労支援・生きがいづくり

(介護福祉課・産業振興課)

- 高齢者の生きがい、健康づくり及び介護予防を目的とした地域活動への支援を実施し、高齢者の社会参加を促進します。また、能力や技術、経験を生かして、就労を含めた生きがいづくり、社会参加を促進します。
- シルバー人材センターへの支援や、高齢者の生きがいと健康づくりを目的とした地域活動への支援を実施します。
- 高齢者が主体的に集い、交流や地域活動に取り組む場を支援し、幅広い参加を促します。また、見守り活動など地域の支え合いにつながる取組を広げ、活動内容の充実を図ります。

4-3-3：障害者の社会参加促進

(社会福祉課・生涯学習課)

- 障害者を対象に体験活動や、スポーツ・文化・芸術活動等による地域住民との交流を通じて社会参加を促進します。
- 障害福祉サービスの利用等において、それぞれの特性に応じた就労の実現や社会参加を支援します。
- 障害者が社会参加しやすいよう、福祉タクシー利用助成や燃料費助成等、外出、移動への支援を行います。

4-3-4：子育て世帯や子どもが集う場づくり

(子ども福祉課・子育て支援センター・生涯学習課)

- 子育てサロンや子育てグループの活動の活性化と継続に向けた支援を行います。
- 子育てに関するイベントの実施や、参加者同士の交流を通じて、子育てしやすい地域づくりを推進します。
- 地域の中で異年齢の子どもが、様々な活動を通じて共に行動することにより、子どもの社会的成長の糧となる活動を推進します。
- 地域ぐるみで子ども達の学習や体験をサポートするなど、地域が主体となって子ども達に放課後の支援を行います。また、コーディネーターやサポーターの確保に努めます。

第2期岩沼市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定にあたって

（1）計画策定の趣旨・背景

本計画は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方々が、住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

成年後見制度は、財産管理や身上保護に関する法律行為を支援する重要な制度ですが、現状では十分に活用されていない状況にあります。本市においても、年少人口、生産年齢人口がいずれも減少する一方、老年人口は増加し、高齢化率が令和6年度に28.1%を占めるなど、今後権利擁護支援のニーズは多様化・増大化していくと考えられます。

令和3年3月の第1期岩沼市地域福祉計画の見直しに際しては、その施策の一部を岩沼市成年後見制度利用促進基本計画と位置付け、同計画に内包しました。また、岩沼市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）設置に先立ち、令和3年度から岩沼市成年後見制度利用促進体制整備における協議会設置に関する準備会を立ち上げ、関係者の協力のもと議論を重ねるなど、協議会の円滑な立ち上げに向けた取組を進め、令和5年11月に協議会を設置しました。

令和7年度をもって第1期岩沼市成年後見制度利用促進基本計画が最終年度を迎えることから、令和8年度から10年間の第2期岩沼市成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、国や県の計画と連動し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築と一体的に推進します。

（2）計画の位置付け・期間・対象者

① 計画の位置付け

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものであり、岩沼市総合計画を最上位計画とし、岩沼市地域福祉計画の理念のもと策定するものです。

また、認知症、知的障害、精神障害などその他の理由により、判断能力が不十分な状態にある住民に対し、その権利を擁護し、意思決定を支援することにより、本人の自発的意思が尊重され、その権利が担保される地域づくりを目指します。

② 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

③ 計画の対象者

本計画の対象者は、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方々を対象とします。

こうした方々が、地域の一員としてこれからも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域社会全体で支援していくことが重要となります。そのため、地域のすべての住民が関わる計画とし、誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現を目指します。

2 成年後見制度について

成年後見制度は、判断能力が不十分な方を法律的に保護し、支援するための制度であり、財産管理や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約など）の法律行為を支援します。

(1) 法定後見制度

法定後見制度は、障害や認知症の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの種類（類型）が用意されています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

図表 法定後見制度

類型	判断能力の程度	支援の権限
後見	判断能力がほとんどない	原則としてすべての法律行為を取り消したり、本人の代わりに行うことができる。
保佐	判断能力が著しく不十分	重要な法律行為について同意又は取消しをしたり、特定の法律行為を本人の代わりに行うことができる。
補助	判断能力が不十分	特定の法律行為について同意又は取消しをしたり、本人の代わりに行うことができる。

(2) 任意後見制度

本人がまだ判断能力を持っているうちに、将来に備えて、誰にどのような支援をしてもらうかを契約で前もって決めておく制度です。本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて契約の効力が生じます。

3 成年後見制度の利用に関する現状と課題

第2期岩沼市地域福祉計画の「第2章 地域福祉を取り巻く現状」を踏まえ、本市における成年後見制度の利用に関する現状及び課題は次のとおりです。

（1）本市の現状

① 高齢者数と障害者数の増加

令和6年度の高齢化率は28.1%であり、特に後期高齢者が増加しています。また、療育手帳所持者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、権利擁護のニーズが高まっています。

② 制度の利用状況

市内における法定後見制度の利用者数は近年40～50人前後で推移しており、任意後見の利用は極めて少ない状況です。全国的にも後見の割合が多く、保佐・補助、任意後見の利用は十分に進んでいないという課題があります。

図表 （再掲）市内における成年後見制度の利用者数

区 分	令和元年 7月1日	令和2年 8月3日	令和3年 7月1日	令和4年 10月1日	令和5年 10月1日	令和6年 8月1日	令和7年 5月1日
法定後見人 (人)	52	48	50	48	49	43	48
後見	42	36	36	34	36	32	36
保佐	10	12	14	14	12	10	11
補助	0	0	0	0	1	1	1
任意後見 (人)	2	2	2	1	1	1	0

資料：仙台家庭裁判所後見センター（各時点データ）

③ 市長申立ての実施状況

市長による申立ては増加傾向にあり、本市でも令和5年度には4件実施しています。

図表 （再掲）市長申立て実施件数

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市長申立て (件)	0	1	2	0	2	4	0
高齢者	0	1	2	0	2	3	0
障害者	0	0	0	0	0	1	0

資料：介護福祉課・社会福祉課（各年度末現在）

④ 日常生活自立支援事業の利用者数・相談件数

認知症や障害などにより判断能力に不安がある方の福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援する日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の利用者については、令和元年度以降5人前後で推移しています。

図表 （再掲）日常生活自立支援事業の利用者数・相談件数

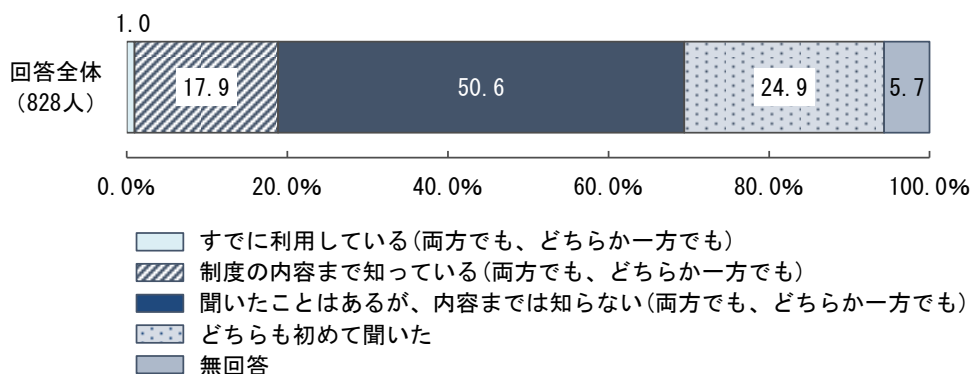
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (人)	3	2	6	5	6	6	5
うち新規	0	0	4	0	1	1	2
うち解約	1	1	0	1	1	1	3
新規相談件数 (人)	2	5	3	2	4	2	3

資料：岩沼市社会福祉協議会（各年度末現在）

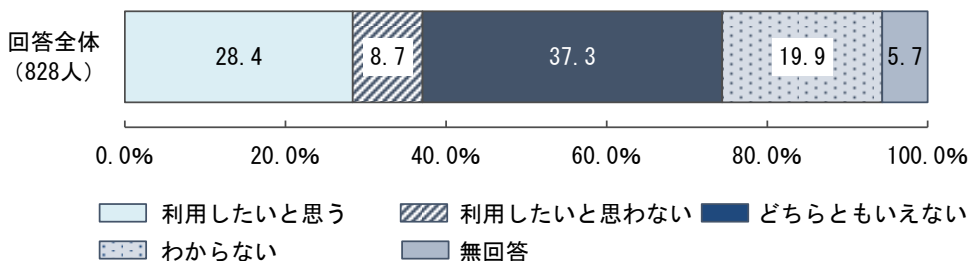
⑤ 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の認知、利用意向

成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業については、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」（50.6%）が最も多く、将来の利用意向が28.4%を占めています。

図表 （再掲）成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業の認知状況

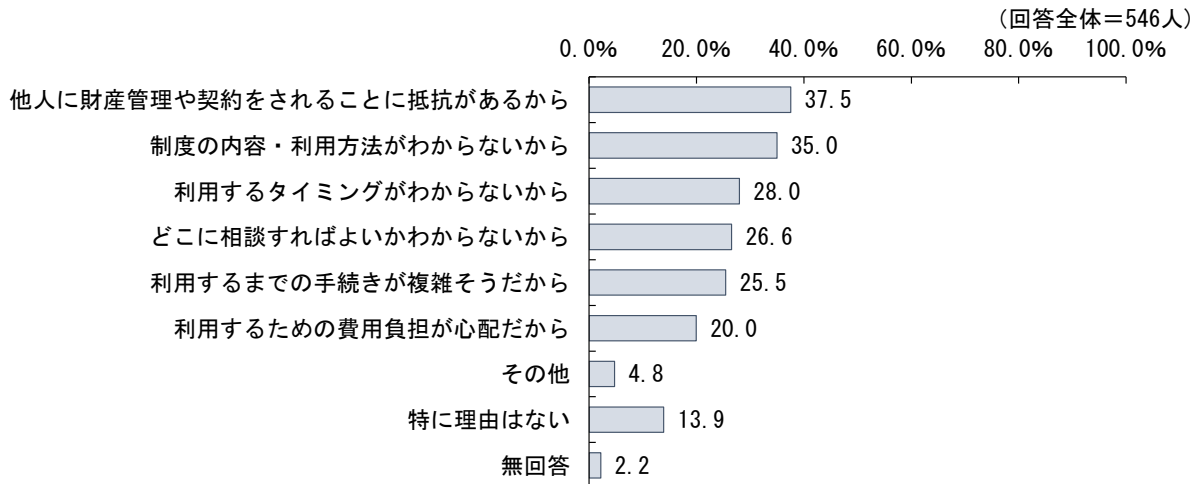


図表 （再掲）成年後見制度の利用意向



利用に消極的な理由として「他人に財産管理や契約をされることに抵抗があるから」（37.5%）、「制度の内容・利用方法がわからないから」（35.0%）などが挙げられています。

図表 （再掲）利用に消極的な理由について



（2）制度利用促進に向けた課題

① 認知症高齢者や障害者を取り巻く環境の変化への対応

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や判断能力が不十分な方に加え、単身高齢者が増加しています。また、親族とのつながりが希薄な方や身寄りのない方も増えており、支援が必要なケースは多様化しています。さらに、障害者の親世代の高齢化により支援を必要とする事例も拡大していることから、成年後見制度を円滑に活用できる支援体制の整備が課題となっています。

② 制度の周知・啓発

アンケート結果から、成年後見制度について聞いたことはあるが、内容までは知らない方が多くみられました。そのため、制度の利用を促進するための周知・啓発が求められます。

③ 担い手（後見人等）の確保・支援体制の整備

市民後見人や法人後見の育成は必要不可欠ですが、専門職による継続的な支援体制の整備も求められており、本市では県と連携しながらこれらの取組を進めていきます。

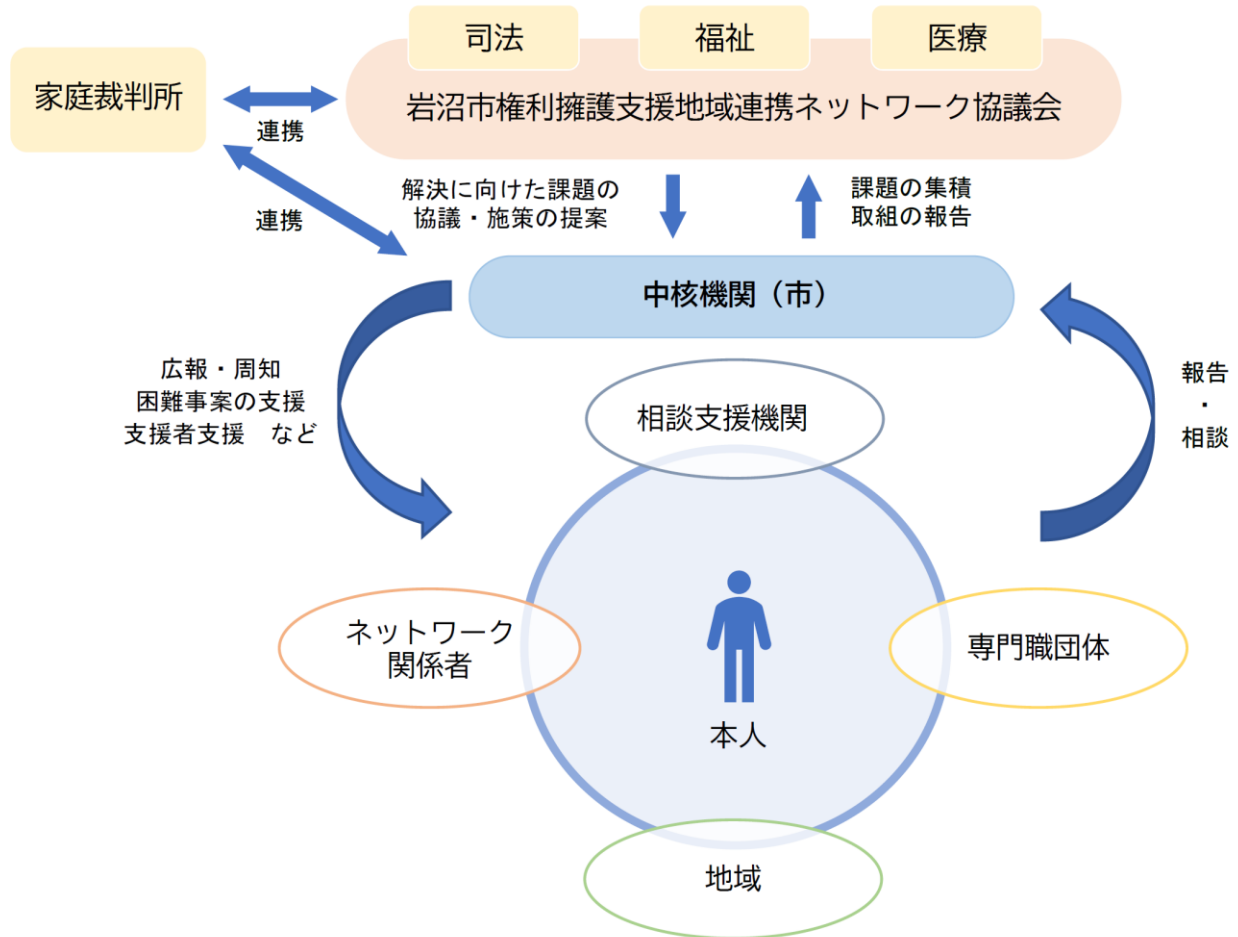
④ 家庭裁判所との連携強化

家庭裁判所と後見人選任に必要な情報を共有し、適切な後見人の選任につなげます。

4 取組方針

(1) 地域連携ネットワークの整備

図表 岩沼市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会のイメージ



① 協議会

■ 機能・役割

- ・ 権利擁護支援における司法、福祉、医療等の関係機関及び関係団体との地域連携体制の強化を図り、これらの機関及び団体による自発的な協力を進めるため、権利擁護に係る取組内容の協議、市や関係機関の取組内容の報告等を行います。

■ 構成員

- ・ 弁護士、司法書士、医師、社会福祉士などの、司法、福祉、医療等の関係機関及び関係団体により構成します。なお、家庭裁判所からは、オブザーバーとして参加協力を得ます。

② 中核機関

■ 機能・役割

- ・地域連携ネットワークのコーディネート、協議会の事務局、制度の周知及び支援チームへの支援を行い、成年後見制度の利用前から後見人選任後の支援までの幅広い役割を担います。
- ・地域包括支援センターや相談支援事業所から困難な事例の相談が上がってくることを想定し、市長申立てをはじめ、成年後見制度に関する相談について対応します。

■ 構成員

- ・岩沼市

③ 権利擁護支援チーム

■ 機能・役割

- ・後見等開始前においては、本人、本人の家族、地域包括支援センター、相談支援事業所、相談支援専門員、介護支援専門員、介護・障害福祉サービス事業者、医療機関、地域の関係者等で結成されます。
- ・後見等開始後においては、これに後見人等を加えたメンバーが個々の状況に応じて「チーム」となり、本人の意思を尊重した財産管理・身上保護を行う仕組みとなります。

■ 構成員

- ・本人、本人の家族、地域包括支援センター、相談支援事業所、相談支援専門員、介護支援専門員、介護・障害福祉サービス事業者、医療機関、地域の関係者等

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組

① 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）

権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）における「権利擁護の相談支援」機能及び「制度利用の案内」機能を強化するための取組については、次のとおりです。

■ 制度の周知・啓発の強化

- ・成年後見制度の相談窓口を住民に広く浸透させるため、チラシ等を活用し周知・啓発を強化していきます。
- ・講座や講演会をとおして、成年後見制度の重要性などについて周知するとともに、市独自のパンフレットを活用し、制度の理解促進に努めます。

■ 支援者や相談機関との連携強化

- ・市域の多様な支援者が、権利擁護支援の必要な方を相談支援機関につなげる体制を構築し、相互理解を深めるため、合同研修会、意見交換会等を実施します。

■ 中核機関を中心とした重層的な相談体制の整備

- ・在宅で生活している方、医療機関に長期入院している方、施設等に入所している方など、本人の生活状況に応じた一次相談窓口との連携を強化し、中核機関を二次相談窓口として位置付けます。
- ・支援ニーズの高い事例や複雑な課題の事例については、関係専門職から助言を得て、その内容を踏まえた適切な支援方針の検討・実施につなげる体制を整備します。

図表 (例) 生活状況に応じた相談対応について

生活拠点	高齢者の場合	障害者の場合
在宅(自宅)	地域包括支援センター	相談支援事業所
居宅(有料老人ホーム)	地域包括支援センター 介護支援専門員	
介護施設・グループホーム 障害者施設	施設相談員	
医療機関	医療ソーシャルワーカー等	

■ 成年後見制度の利用の見極めを行う仕組みづくり

- ・権利擁護支援ニーズの整理で確認された課題に応じて、専門職を派遣するための基準と手順を整備します。

■ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実

- ・日常生活自立支援事業などの既存の権利擁護支援策の充実を図ります。

② 成年後見制度の開始までの場面(申立ての準備から後見人の選任まで)

成年後見制度の開始までの場面(申立ての準備から後見人の選任まで)における「権利擁護支援チームの形成支援」機能及び「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組については、次のとおりです。

■ 受任イメージの共有

- ・本人にとって最も適切な人が選任されるよう、本人の心身・生活状況・財産等の考慮すべきポイントを整理し、受任に関するイメージを共有できるように、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、後見人等候補者イメージの共通認識を深めます。

■ 市民後見人・法人後見の育成

- ・地域の担い手である市民後見人の育成については、宮城県と連携し推進していきます。また、法人後見については、長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、取組を推進していくことが必要です。法人後見の育成についても、養成研修の実施などを含め、県と連携して検討を進めます。

■ 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦の仕組みづくり

- ・専門職団体の協力を得ながら、後見人等候補者の検討・推薦方法やマッチングの手法を共有し、市民後見人の適否や候補者の属性、対象者の意向や相性、複数後見などの柔軟な選任形態も考慮できる体制を整備します。
- ・申立てから選任まで円滑に進むよう、家庭裁判所との情報共有を行います。

■ 市長申立ての適切な実施と支援

- ・身寄りのない方など、本人申立てや親族申立てが難しく、申立てを行う人がいない場合、市長による申立てを行います。また、申立ての必要性を判断するため、必要に応じて関係者による検討会議を実施します。

③ 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）

成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）における「権利擁護支援チームの自立支援」機能及び「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組は、次のとおりです。

■ 意思決定支援や後見人等の役割についての理解促進

- ・意思決定支援に関するガイドライン等の基本的な考え方について、研修等を通じて、保健、医療、福祉、介護、金融など幅広い関係者や地域住民に継続的に普及啓発をします。また、後見人等の役割についても理解が深まるよう周知を図ります。

■ 地域の担い手の活躍支援

- ・市内で活動している後見人が安心して活動できるよう、相談・助言体制の充実や関係機関との連携を図り、地域で継続して活躍できる環境を整備します。また、多様な主体が参画できるよう、実践につながる研修の実施やフォローアップを行い、後見人等が地域の担い手として役割を発揮しやすい体制づくりを進めます。
- ・後見開始後、本人と後見人を中心としたチームによる会議を定期的実施するなど、支援方針の確認や情報共有を行い、活動を継続的に支援します。

■ 後見人と地域の連携

- ・後見人のみでは解決できない身寄りのない被後見人への緊急対応や生活支援などの課題に対し、地域の関係者が協力して支援する仕組みづくりを構築します。

■ 適切な後見人等の選任

- ・本人の状況の変化を考慮し、後見人の交代について検討を行います。

■ 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

- ・将来的に市民後見人への交代が想定される事案や、後見人等の不正が把握された場合に、家庭裁判所と中核機関が適時連絡し合うことができる仕組みを整えます。

(3) 取組の展開

取組については、国が示す『「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組』に基づき、「①権利擁護支援の検討に関する場面」から段階的に実施していきます。ただし、「①権利擁護支援の検討に関する場面」の取組の充実を待たずに、実施する必要性があると判断した取組は優先的に取り組みます。

また、取り組んだ内容については、協議会に報告し、意見をいただきます。

	「共通理解の促進」の視点	「多様な主体の参画・活躍」の視点	「機能強化のための仕組みづくり」の視点	令和 8年度
①権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	・制度の周知・啓発の強化	・支援者や相談機関との連携強化	・中核機関を中心とした重層的な相談体制の整備 ・成年後見制度の利用の見極めを行う仕組みづくり ・成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実	↓ 令和 17年度
②成年後見制度の開始までの場面 (申立ての準備から後見人の選任まで)	・受任イメージの共有	・市民後見人・法人後見の育成	・後見人等候補者の検討・マッチング・推薦の仕組みづくり ・市長申立ての適切な実施と支援	
③成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人の選任後)	・意思決定支援や後見人等の役割についての理解促進	・地域の担い手の活躍支援	・後見人と地域の連携 ・適切な後見人等の選任 ・家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築	

第1期岩沼市再犯防止推進計画

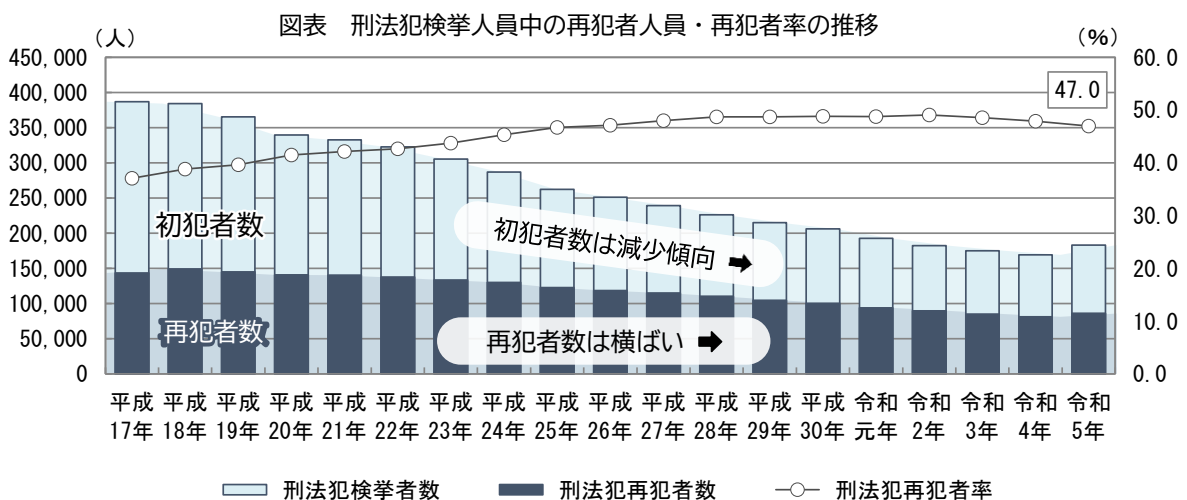
1 計画策定にあたって

（1）計画策定の趣旨・背景

犯罪や非行に陥る背景には、高齢、障害、困難な成育環境、孤立や貧困など、様々な「生きづらさ」が隠れていることが多くあります。こうした困りごとが解消されないうまま、適切な支援につながれないことで、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。このような再犯の連鎖を断ち切り、すべての住民が安全・安心に暮らせる地域を実現するためには、刑事司法の対応だけでは不十分であり、地域住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、福祉・就労・住まいなどへのアクセスを確保し、生活基盤の安定を図ることが不可欠です。

警察庁の統計によると、日本全体の刑法犯の検挙人員は近年大きく減少しており、特に「初犯者数」は大幅に減少しています。一方で「再犯者」はほぼ横ばいの状況が続いており、令和5年では、検挙された人の約47%（おおむね「検挙された人の2人に1人」）が再犯者とされています。このことから、再犯を防止する取組を進めることが、地域の犯罪件数や被害者数を減らし、安全・安心な地域社会をつくるうえで極めて重要であるといえます。

本計画は、こうした全国的な動向と課題を踏まえつつ、国や宮城県の再犯防止推進計画と連携しながら、本市の地域特性や実情に即した施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものです。そして、犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、地域の一員として復帰し定着できるよう、地域社会全体で支援していくことで再犯を防止し、「誰ひとり取り残さない地域共生社会」の実現を目指します。



(2) 計画の位置付け・期間・対象者

① 計画の位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）第8条第1項の規定に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」として位置付けるものであり、岩沼市総合計画を最上位計画とし、岩沼市地域福祉計画の理念のもと策定するものです。

② 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

③ 計画の対象者

本計画の対象者は、矯正施設（刑務所、少年院等）出所者等、起訴猶予者、執行猶予者、非行少年など、地域社会において何らかの支援が必要な方とします。

一方で、犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、地域の一員として復帰し定着できるよう、地域社会全体で支援していくという視点が重要となります。そのため地域のすべての住民が関わる計画とし、誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現を目指します。

2 再犯防止に関する動向と課題

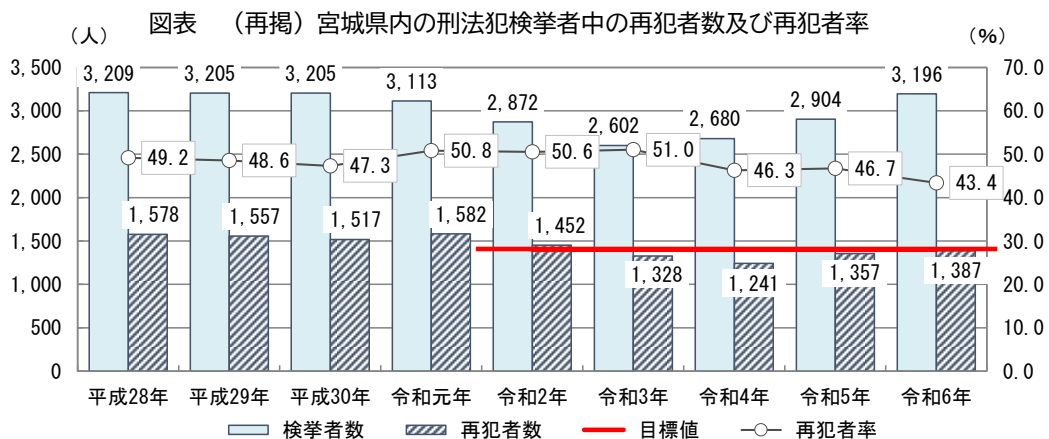
第2期岩沼市地域福祉計画の「第2章 地域福祉を取り巻く現状」を踏まえ、再犯防止に関する動向と宮城県内の課題を次のとおり整理します。

(1) 宮城県内の動向

① 宮城県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

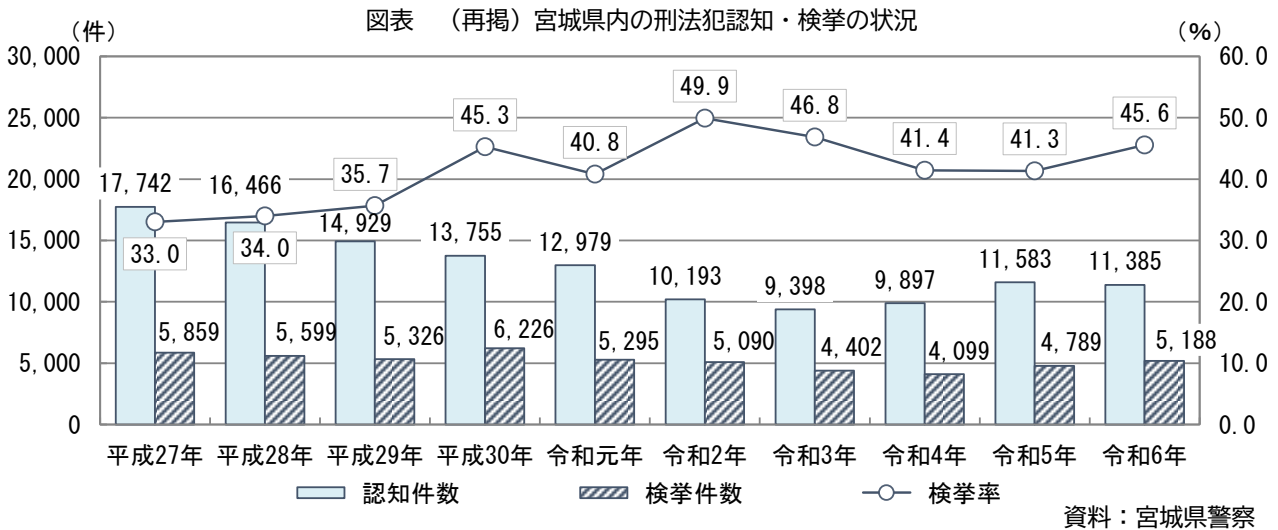
宮城県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率をみると、宮城県内の再犯者数は、第1次宮城県再犯防止推進計画の数値目標「令和6年の再犯者数1,400人以下」の水準を令和3年から達成しています。

また、再犯率は、令和3年に51.0%でしたが、その後は減少し、令和6年には平成28年以降で最も低い43.4%となっていますが、検挙者数は増加しています。



② 宮城県内の刑法犯認知・検挙の状況

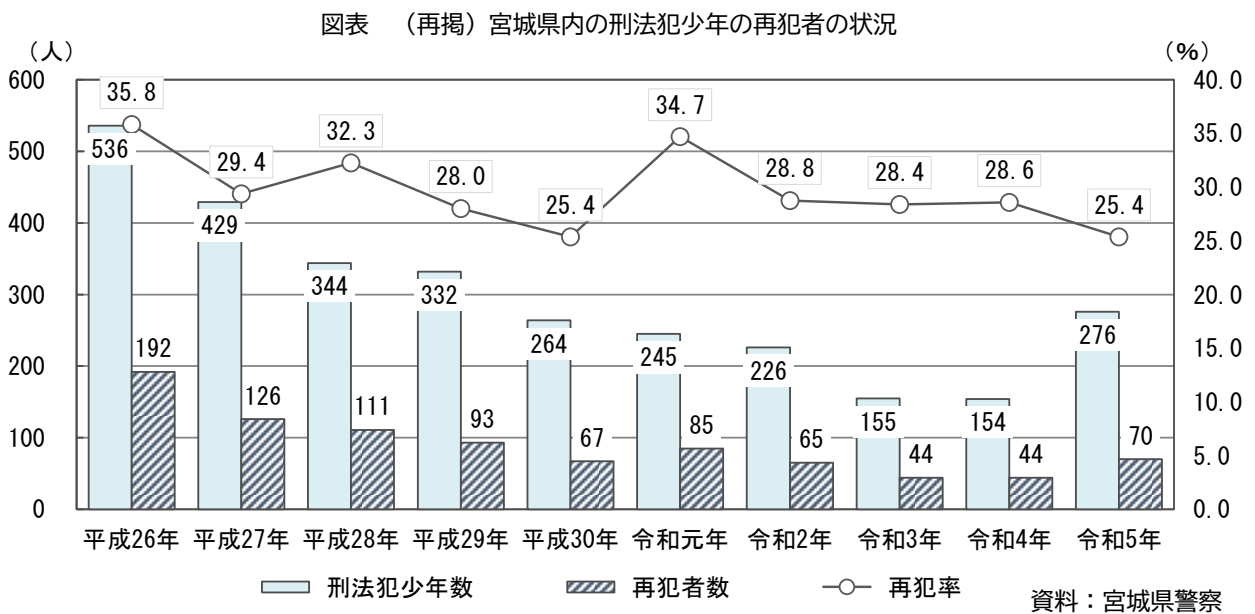
宮城県内における刑法犯の認知・検挙状況をみると、犯罪認知件数は令和3年まで減少傾向で推移してきましたが、令和4年は増加に転じ、令和6年は11,385件で、前年の11,583件よりも減少しています。



③ 宮城県内の刑法犯少年の再犯者の状況

宮城県内の刑法犯少年の再犯者の状況をみると、令和3年と令和4年に44人まで減少しましたが、令和5年は70人に増加しています。

令和5年の再犯者率は25.4%となっており、再犯者率は長期的にみて減少傾向にあります。



(2) 制度利用促進に向けた課題

① 社会復帰後の孤立防止・社会復帰に向けた多岐にわたる課題への対応

犯歴のある方々の中には、貧困や病気、成育環境等から、様々な困難や生きづらさを抱えている方が少なくありません。社会復帰後も地域社会で孤立することなく安定した生活を送るためには、一人ひとりの多岐にわたる課題へ継続して対応していく必要があります。

② 地域の理解と連携した支援の構築

本市では更生保護に取り組む関係機関、保護司や更生保護女性会等とともに啓発活動を行い、住民の理解促進に努めています。今後は再犯防止・社会復帰に向けた取組の推進に向けて、就労、住居確保、保健医療、福祉、非行防止など、様々な支援をしていくことが求められています。

③ 少年の再非行防止と立ち直りに向けた課題

宮城県内のデータからは、少年についても一定の割合で再非行が発生しており、再犯防止は成人だけの課題ではありません。少年期は人格が形成される途上の段階にあり、適切な支援や周囲の温かい関わりが特に重要となります。少年院等の施設から地域に戻った後、再び非行を繰り返してしまうケースも一定数存在しているため、少年から大人への移行期に孤立させないように、本人の特性に応じた伴走支援が求められています。

3 市の役割と基本方針

(1) 市の役割

市は、再犯防止のための取組を推進し、罪を犯し、立ち直りを決意した方を地域で受け入れ、共に生きていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されています。

そのため保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする方に対し、特にこれらのサービスへのアクセスが困難な方や、複合的な課題を抱えている方に対して、地域を構成する一員として安定して生活できるよう、適切にサービスを提供していきます。

(2) 基本方針

本計画に基づくすべての施策は、国の再犯防止推進法の基本理念を踏襲し、「誰ひとり取り残さない」地域共生社会の実現を目指します。

また、罪を犯した人であっても、福祉の観点から分け隔てなく必要なサービスを提供し、その立ち直りの意思を尊重し、孤独・孤立を防ぐための継続的な支援を展開し、再び罪を犯さないようにするために、関係機関と連携し、息の長い支援を行っていきます。

この基本方針に基づき、次の3点を中心に施策を推進していきます。

① 包摂性の確保と連携の強化

福祉、医療、就労支援など、市が提供するすべての行政サービスを、国や県、そして民間の支援団体と緊密に連携しながら、途切れなく提供します。

② 生活基盤の安定

就労、住居確保、健康といった生活の土台を確固たるものにすることで、再犯リスクの低減を図ります。

③ 地域社会への理解促進

広報・啓発活動を通じて、地域住民が再犯防止の重要性を理解し、立ち直ろうとする方を温かく受け入れる地域社会づくりに努めます。

4 重点的に取り組む施策

宮城県の再犯防止推進計画の重点課題と連動し、生活基盤の支援と地域ネットワークの構築に焦点を当て、具体的な取組の方向性を示します。

(1) 地域における包摂的な支援

近年の保護司の高齢化や担い手不足、地域コミュニティの希薄化といった課題を踏まえ、更生保護の新たな担い手の確保・育成に向けた環境を整備し、地域社会全体で支援の輪を広げます。

① 地域の支援の輪を広げる

孤立を防ぎ、切れ目のない支援を実現するため、保護司会や更生保護女性会の地域の関係団体等との連携を強化し、市が支援の「つなぎ役」としての機能を果たします。

また、少年の立ち直り支援に向けて、本人が過去の過ちを反省し、社会のルールの中で生活できるよう、学校、警察、児童相談所などの関係機関とのネットワークを強化していきます。地域の中において、「自分を認めてくれる大人が地域にいる」と実感できる包摂的な環境を整えることで、再犯の連鎖を断ち切り、自立を後押しします。

② 住民への理解促進

再犯防止啓発月間に開催する「社会を明るくする運動」等を通じて、住民一人ひとりが、再犯防止は自身の安全・安心な生活に直結する課題であることを理解し、立ち直ろうとする方を地域の一員として受け入れる機運を醸成します。

保護司や更生保護女性会等の活動について、市のホームページや広報において紹介し、住民の理解促進を図ります。

③ 支援者への協力

地域で活動する保護司の担い手不足解消に向け、広報を行うとともに、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員と連携し、研修等の機会を通じて再犯防止推進に関する理解促進を図ります。

保護司の面接場所については、更生保護サポートセンター等にて対象者との面接を行っているが、地理的条件により利用ができない場合には、公的施設を面接場所として利用できるよう支援します。

(2) 就労の確保に関する支援

不安定な就労は再犯のリスクを高める要因の一つです。市では、早期に就労が困難な方に対して、生活基盤の安定と就労自立に向けた「事前準備」を重点的に支援します。

① 就労への基礎づくり

働くうえで求められる知識や資格等が不足しているために短期で離職してしまうこと及び円滑に求職活動が進まず再犯に至ってしまうケースを防ぐため、生活困窮者自立支援制度を活用し、支援します。

② 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、個別の相談に応じ、適切な就労支援プログラムや職業訓練へつなげます。また、ハローワークや県が運営するジョブカフェ等、関係機関と連携し、対象者の特性や希望に応じた就職支援を実施します。

(3) 住居の確保に関する支援

刑務所出所時に帰住先がない場合、再犯リスクは著しく高まります。市は、安定した社会生活を営むうえで、住居の確保は最も重要な生活基盤支援として位置付け、関係機関と連携した支援を行います。

① 経済的セーフティネット

離職や生活困窮等で住居を失った方の生活基盤の安定のために、住居確保給付金の給付や居住支援等により、住居の確保に関する支援を行います。

② 賃貸住宅へのアクセス支援

身寄りがなく保証人が見つからないなど、住居確保に大きな制約がある方々に対し、住宅セーフティネット制度等を活用するなど、住宅確保要配慮者（保護観察対象者等を含む）の賃貸住宅への入居の円滑化を図るため、制度の効果的な運用に向けた取組を推進します。